

妙高市地域コミュニティ振興指針

令和4年度～令和8年度



妙高市地域づくり協議会

新潟県妙高市

目 次

1 指針策定の背景と目的	
(1) 背景	1
(2) 目的	1
(3) 指針の推進期間	1
2 地域コミュニティの現状と課題	
(1) 本市の人口推移と今後の見込み	2
(2) 地区別人口の推移と今後の見込み	3
(3) 町内会・大字の現状	4
(4) 評価と地域コミュニティ実態調査などから見えてきた課題	7
3 指針の方向性について	
(1) 基本理念	8
(2) 地域コミュニティの目指す姿	8
(3) これからの地域コミュニティ組織のあり方	9
4 地域コミュニティが取り組むもの	
(1) 話し合いの場づくり	10
(2) 地域課題の把握と地域情報の共有	10
(3) 地域の状況にあった活動の見直し	10
(4) 共助活動による暮らし続けられる地域づくり	10
(5) 地域を支える人材の発掘や育成	11
(6) 組織の枠を超えた連携と地域運営組織の構築	11
5 行政が行う取り組み	
(1) 地域づくり活動への財政支援	12
(2) 地域づくり活動への人的支援	12
(3) 地域人材の育成支援	12
(4) 新しい地域運営を担う組織づくり	13
(5) 活動拠点等の整備支援	13
(6) 中間支援機能の充実	13

【資料】

- 1 地域コミュニティ振興指針(平成29年4月改訂)の評価
- 2 令和3年地域コミュニティ実態調査の概要

1 指針策定の背景と目的

(1) 背景

少子高齢化に伴う人口減少や市民ニーズの多様化、住民同士のコミュニティの希薄化の進行、更には、新型コロナウイルス感染症の拡大による地域活動等の縮小により、地域力の低下が危ぶまれており、今後、更に人口減少が進むにつれ、これまでどおりの地域活動や日常生活を送ることが困難になると懸念されています。

こうした中、全国では、住民同士が地域の将来について話し合い、住民が主体となって組織を形成し、住民が求める様々なサービスを展開するなど、地域の特性や実情を踏まえながら課題を解決する活動に取り組んでいる地域も増えてきています。

社会構造の変化と共に、これからも地域を守り維持していくためには、そこで暮らす住民相互の共助が必要不可欠であり、一人ひとりが地域の一員であることを自覚し、地域で暮らし続けるために何が必要なのかを話し合い、将来の地域の姿を共有し、自らの地域を自らの手で守る自覚と取り組みが重要です。

また、地球規模での環境問題の深刻化や人々が生活する社会における貧困や差別など、世界的にSDGsの機運が高まる中、当市は、新しい価値の創出を通して持続可能な開発目標の実現を目指すまちとして、令和3年に国から「SDGs未来都市」に選定されました。

SDGsの理念は、当市がこれまで進めてきたまちづくりの基本理念である「生命地域の創造」と相通じるものがあり、引き続き、地域・企業・行政などが連携・協働し、より豊かな社会となるように地球規模で考え、一人ひとりが自分の暮らす地域に関心と誇りを持ち、住民同士が支え合い、助け合いながら活動することで、誰一人取り残さない持続可能な地域を形成する必要があります。

(2) 目的

「妙高市自治基本条例」においては、市民が自治の担い手であると同じように、コミュニティが自治の担い手であることを認識し、コミュニティを守り育て、市はコミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとしています。

地域には様々な課題があり、これまでのように行政主導の地域づくりではなく、住民自らが地域の現状を受け止め、将来のビジョンを明らかにし、住民同士の絆を基本として、安心して暮らすことができる地域を維持していくため、住民が主体となって地域課題の解決に向けて活動する必要があります。

このような状況から、地域と行政がお互いの立場を認識し、それぞれの役割を果たしていくことにより、いつまでも安心して住み続けることができる地域の実現に向け「持続可能な地域コミュニティ」を構築するための今後の方向性として、妙高市地域づくり協議会と市が共同で「地域コミュニティ振興指針」を策定します。

(3) 指針の推進期間

本指針は、社会経済情勢や地域環境の変化に適切に対応していくため、推進期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とし、中期的な視点から地域づくりの方向性を示します。

2 地域コミュニティの現状と課題

(1) 本市の人口推移と今後の見込み

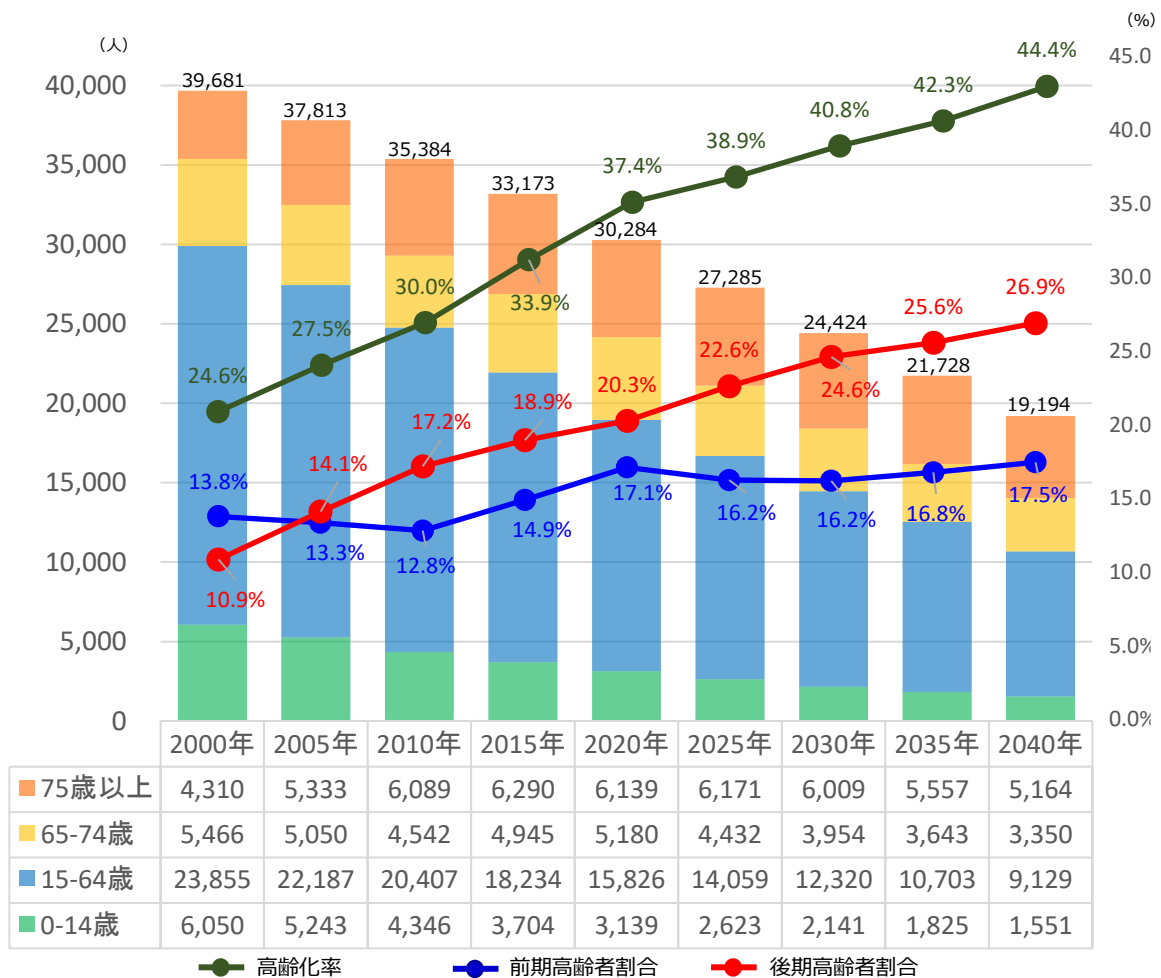
本市の人口は、昭和20年(1945年)の6万473人をピークに減少に転じ、令和3年(2021年)には3万402人まで減少し、今後も減少傾向が続くものと見込まれています。

総務省国勢調査の小地域集計データによる年代別人口推移と変化率から算出した推計では、令和22年(2040年)の人口は1万9,194人となり、平成27年(2015年)から約40%減少すると予測されています。

高齢化率(65歳人口比率)については、平成12年(2000年)の24.6%から上昇し、令和2年(2020年)には37.4%となっています。また、平成17年(2005年)からは、後期高齢者(75歳以上)数が前期高齢者(64~74歳)数を上回る人口構成の変化が生じ、令和2年(2020年)以降も後期高齢者が占める割合は上昇傾向にあります。[図表1-1]

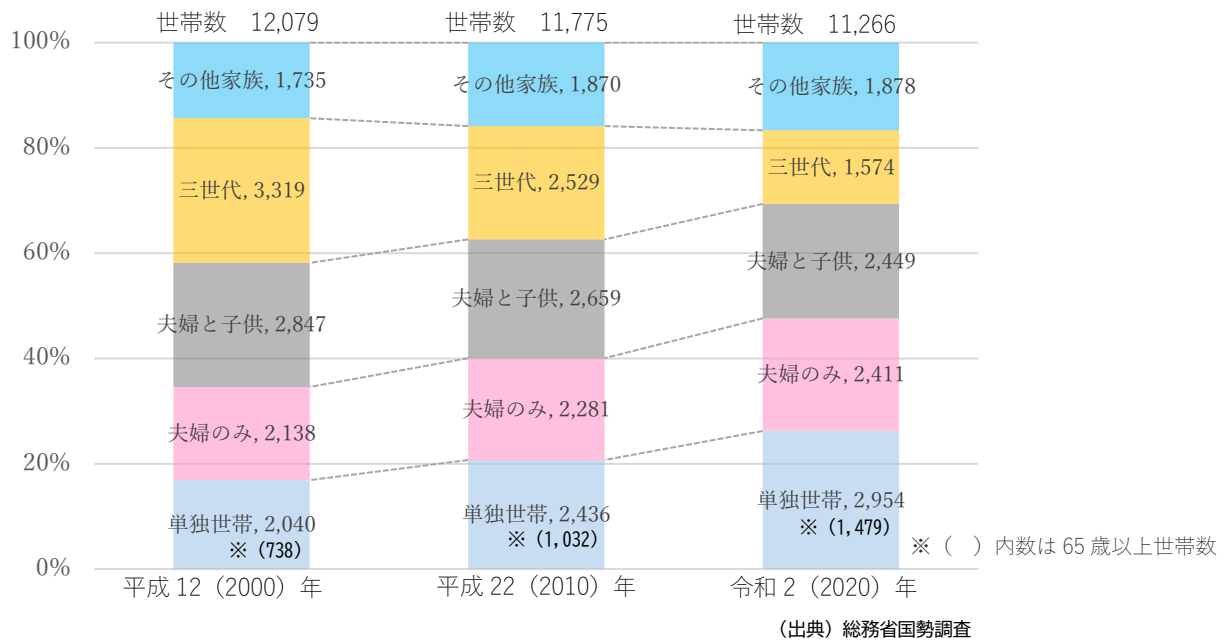
世帯数も平成12年(2000年)の1万2,079世帯から令和2年(2020年)には1万1,266世帯と6.6%減少し、三世帯世帯の割合が平成12年(2000年)には27.5%と一番多かったものが、令和2年(2020年)は14.0%に減少し、さらに単独世帯のうち高齢者単独世帯の割合が50.0%まで増加し、今後も高齢者の一人暮らしが増えると予測されます。[図表1-2]

[図表1-1] 妙高市人口と高齢化率の推移(2000~2040年)



(出典) 総務省国勢調査(2000年~2020年)
2025年以降の推計値は国勢調査小地域集計データ(年齢不詳は除く)をもとに年代別人口の推移と変化率から算出

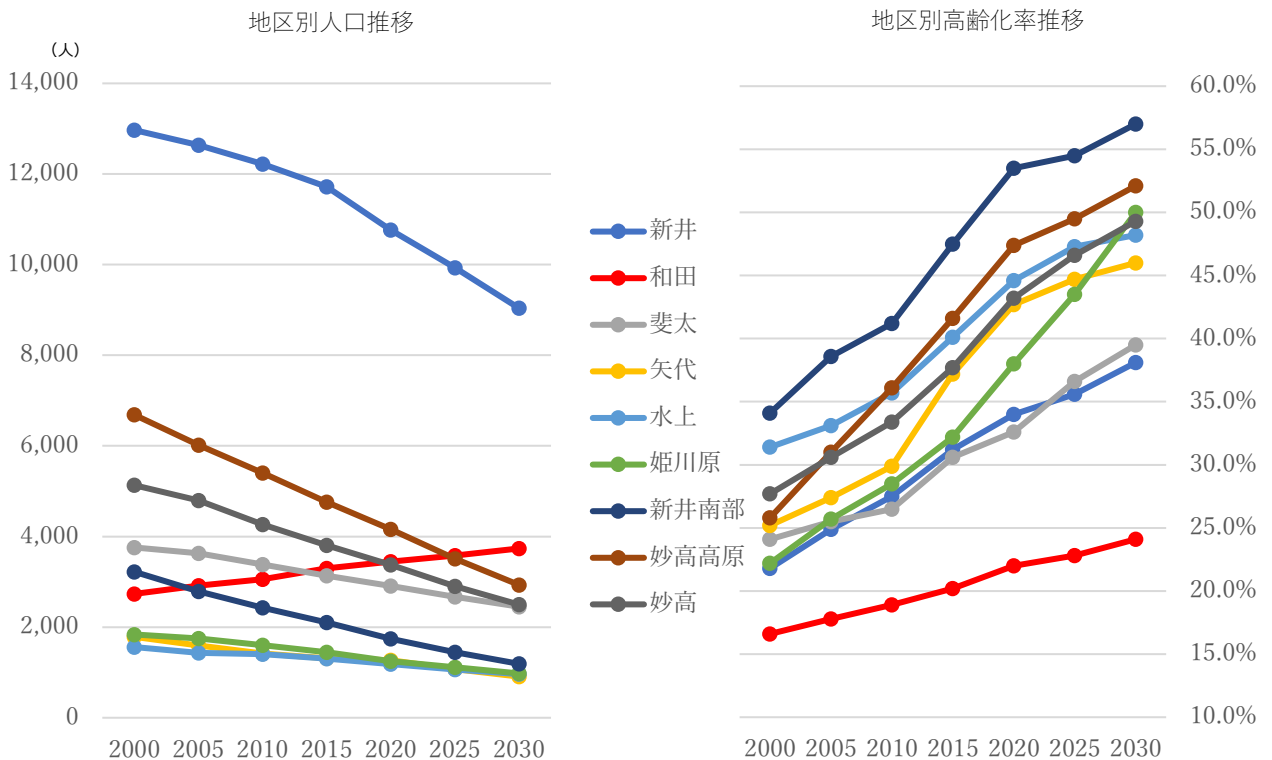
[図表 1-2] 妙高市の家族類型別世帯数の割合



(2) 地区別人口の推移と今後の見込み

地区別では、住宅造成が進む和田地区以外は人口減少、少子高齢化が進んでいます。今後は、これまでの10年を上回るスピードで少子高齢化が加速することが予測されており、特にこれから10年で妙高高原地区、新井南部地区、矢代地区、妙高地区が3割程度の人口が減少する見込みです。 [図表 2-1、2-2]

[図表 2-1] 妙高市の地区別人口、高齢化率の推移



(出典) 総務省国勢調査 (2000年~2020年)
2025年以降の推計値は国勢調査小地域集計データ(年齢不詳は除く)をもとに年代別人口の推移と変化率から算出

[図表 2-2] 妙高市の地区別人口推移（平成 17 年～令和 12 年）

（単位：人）

	平成17年 (2005) ※合併時	平成22年 (2010)	令和2年 (2020)	増減率 (H22→R2)	令和12年 (2030)	増減率 (R2→R12)
新井地区	12,639	12,251	10,766	▲12.1%	9,039	▲16.0%
和田地区	2,926	3,090	3,447	11.6%	3,736	8.4%
斐太地区	3,632	3,390	2,912	▲14.1%	2,451	▲15.8%
矢代地区	1,593	1,421	1,272	▲10.5%	909	▲28.5%
姫川原地区	1,748	1,601	1,251	▲21.9%	978	▲21.8%
水上地区	1,461	1,407	1,188	▲15.6%	963	▲18.9%
新井南部地区	2,787	2,430	1,815	▲25.3%	1,190	▲34.4%
妙高高原地区	6,014	5,406	4,159	▲23.1%	2,932	▲29.5%
妙高地区	4,797	4,268	3,378	▲20.9%	2,498	▲26.1%
市全体	37,597	35,264	30,188	▲14.4%	24,696	▲18.2%

（出典）国勢調査小地域集計データ（年齢不詳、福祉施設入所者は除く）
H17、22、R2 年は国勢調査値、R12 年は国勢調査小地域推計データを基に人口推移と変化率から算出

（3）町内会・大字の現状

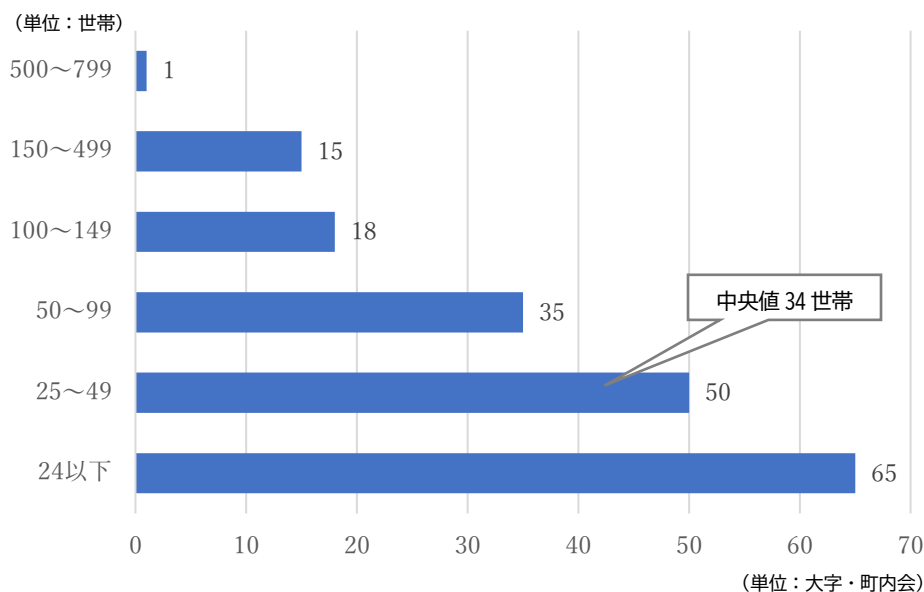
令和 3 年度現在、町内会・大字は 184 存在し、構成する世帯数規模は 1 世帯から最大約 700 世帯と開きがあります。[図表 3-1]

令和 3 年 10 月に町内会長や区長、地域づくり協議会を対象に実施した「地域コミュニティ実態調査」の結果から、町内会・大字の規模と活動数では、小規模な町内会・大字ほど活動数が少なく、できることが限られてくる傾向があります。[図表 3-2]

また、約半数の町内会・大字の代表者の在職任期が 1 年であり、年代は 60 代が 6 割、70 代以上が約 2 割でした。全体の約 4 割が会社員や農林業など仕事を持ちながら会長などの職を担っています。

子供会や老人会、婦人会など各組織については、年々減少傾向にあります。[図表 3-3]

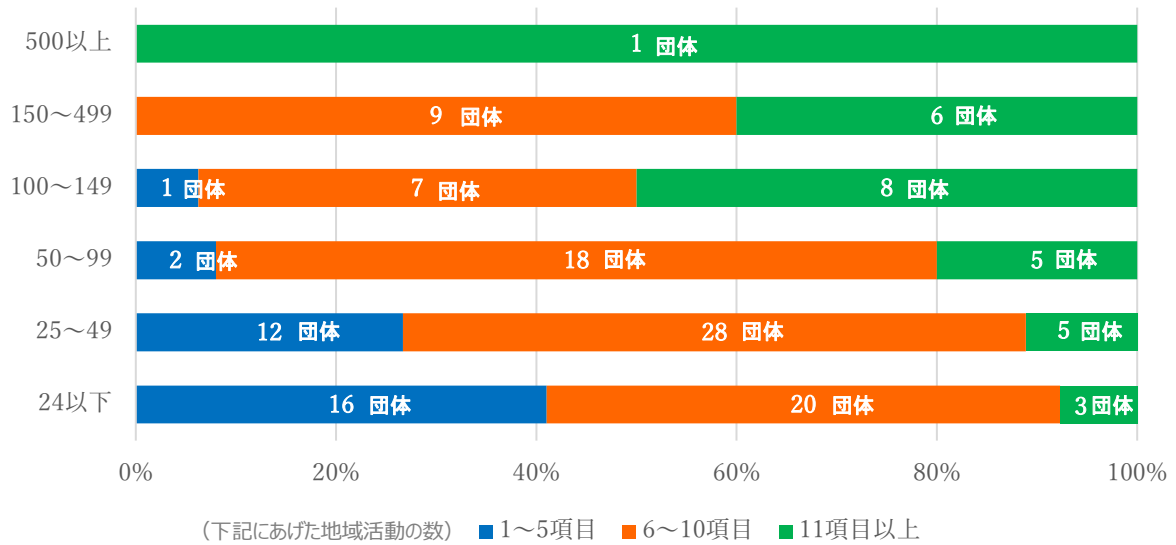
[図表 3-1] 町内会・大字の規模（世帯数） 全 184 組織



（出典）令和 3 年 12 月住民基本台帳

[図表 3-2] 世帯規模と地域活動の数の関係図

(単位：世帯)

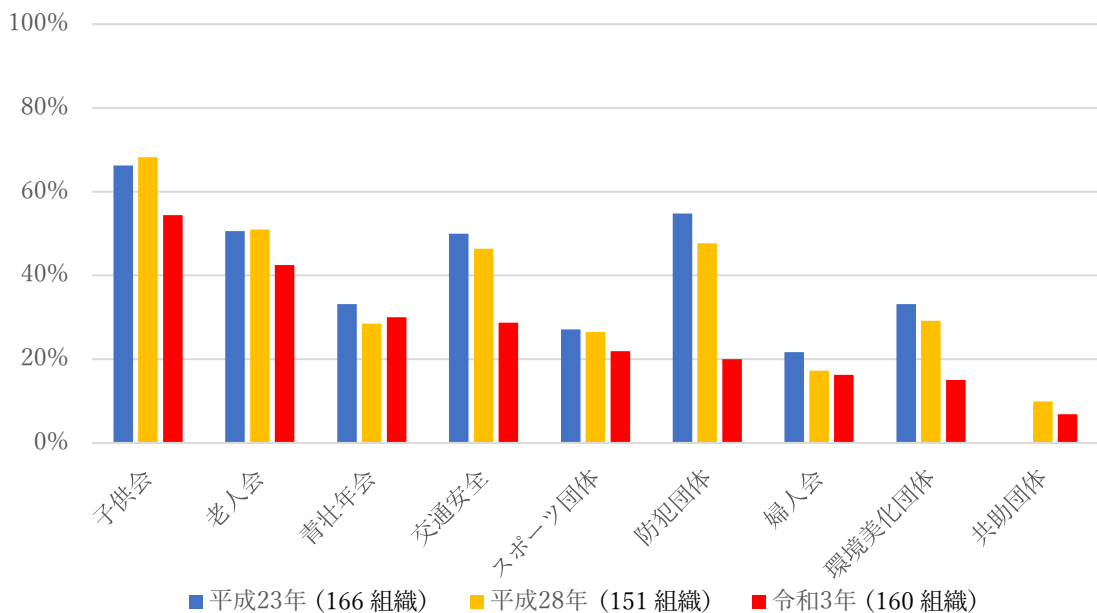


※図表の見方：24世帯以下で構成されている団体は、地域活動の数が1～5項目の団体が16団体：41%、同様に6～10項目の団体が20団体：51%、11項目以上の団体が3団体：8%を表しています。

(出典) 令和3年度地域コミュニティ実態調査
※回答数：未回答24組織

- 《設問で挙げた代表的な地域活動》
- a 草刈りなどの地域内の美化・環境保全活動
 - b 避難や消火訓練などの防災の活動
 - c 地域住民の交流を図るための活動
 - d 高齢者の見守りやごみ出しなど、生活支援活動
 - e 防犯や子どもの見守り、交通安全に関する活動
 - f サークルなどの生涯学習やラジオ体操などの活動
 - g 通院・通学など移動支援
 - h 食料、日用品など買い物に係る支援
 - i 地域の集会所などの除雪活動
 - j 地域の産物を販売する活動
 - k 子ども対象の行事・イベント開催
 - l 未就園児やその親を対象とした活動
 - m 行政への要望活動
 - n 祭礼などの伝統行事の継承
 - o 回覧板をはじめとする情報の共有活動
 - p 地域づくりに関する計画作成

[図表 3-3] 町内会・大字内の各団体の設置状況について



(出典) 平成23年、平成28年、令和3年地域コミュニティ実態調査
※令和3年未回答：24組織

地域コミュニティ実態調査結果から、町内会・大字等が課題と感じていることをまとめると次のようになります。[図表 3-4]

すべての地域で「住民の高齢化」「役員のなり手不足」という回答がみられました。そのほか、市全体として回答が少ない項目でも地区別で見ると、妙高高原地区では、「自治会への未加入者の増加」が他地区より高くなっており、妙高地区では、「町内会・大字等の統廃合、村納め」について34%の組織が課題と認識しています。

[図表 3-4] 町内会・大字の課題（全体・地区別）

項目/地区（回答数）	全地域	新井	妙高高原	妙高
	(161組織)	(96組織)	(19組織)	(44組織)
住民の高齢化	149	89	19	41
役員のなり手不足	127	77	19	31
特定の人の負担増	98	63	17	18
新旧住民や世代間の交流減少	88	52	15	21
地域活動の参加者減少。住民の関心が低い	86	52	17	17
若い世代の参画不足	75	46	10	19
草刈りなど共同作業の維持	63	34	14	15
町内会・大字等の維持	60	31	11	18
町内会・大字等の運営事務負担が大きい	52	32	9	11
女性の参画不足	49	29	8	12
活動資金の不足	47	24	11	12
役員の引継がうまくいかない	41	21	13	7
他の自治会との連携	35	19	5	11
町内会・大字等の統廃合、村納め	28	12	1	15
拠点施設がない、または不満がある	25	12	7	6
外国人世帯の加入促進、情報共有	25	14	6	5
自治会への未加入者の増加	20	10	7	3
地域内の情報共有、広報の不足	8	6	0	2

(出典) 令和3年度地域コミュニティ実態調査

※課題となっていることについて「そう思う」「どちらかというと思う」回答の合計数

※ピンク色の網掛けは、半分以上の組織が回答した項目

※地区無記名地区2組織あるため、地域数の合計と全地域数は一致しない

(4) 評価と地域コミュニティ実態調査などから見えてきた課題

平成 29 年度から令和 3 年度までの地域コミュニティ振興指針に掲げた「地域コミュニティの基礎である町内会等の維持と活性化」など、地域コミュニティの課題解決に向けた 5 つの方針について全庁的に評価を行いました。(資料 No1)

また、現在の各組織の実態を把握するため、町内会長や区長、地域づくり活動団体の会長に対しアンケート調査を実施しました。(資料 No2)

これらの結果から見えてきた課題は次のとおりです。

○意識改革「地域は自らの手で守り、つくる」

地域コミュニティでは、役員の高齢化やなり手の不足といった課題を抱えており、高齢化や人口減少、住民ニーズが多様化する中で、今までどおりの組織体制の維持や行事等の実施が困難になってきています。

行政や地域の誰かが変えてくれるという他人事ではなく、住民一人ひとりが自ら暮らす地域を、これからどのようにして行きたいかを考え、地域の一員として自らの手で地域を守り、つくるという自覚を持つ意識改革が必要です。

○地域の現状や特色を知り、将来を考える

地域づくりを進めていくためには、まずは「どんな世代たちの人が暮らしているのか」「何に困っているのか」「何が問題になっているのか」「10年後、20年後、地域はどうなってしまうのだろうか」など、地域の実態を知る必要があります。

そして、住民同士で地域の実態を共有するとともに、みんなで話し合う機会をつくり、自らの地域の将来をビジョンとしてまとめ、共通の認識のもと持続的な活動を展開することが必要です。

○地域への参画

地域は、様々な年代や職業の住民、各種団体等で構成されていますが、将来ビジョンを達成するためには、そこで暮らす住民の理解と参画が必要です。

しかし、特に若者や女性からは「地域コミュニティ自体が何をしているか知らない」「意見を言える状況ではない」「活動に参加しづらい」といった声があるため、様々な年代による「話し合い」を大切に、それぞれの年代が想う住みやすい地域づくりの姿を共有するなど、一人ひとりの意見を尊重しながら地域活動への参画を促していく必要があります。

○地域の枠を超えた支え合い、助け合い

市内では和田地区を除き、すべての地区で人口減少と高齢化が進んでおり、役員のなり手や共同作業など、これまで当たり前に出ていた活動も、今後は、町内会や大字、区などの単体だけでは活動を続けることが困難になってきます。

また、更に進む少子高齢化の影響で、高齢者の生活支援や見守り、子どもの安全確保、空き家の管理など、新たな課題も生まれており、その課題も地域ごとに異なり、一律ではありません。

住民の安心な暮らしを確保するためには、組織そのものの枠組みを見直し、できる地域ができない地域を支え、助け合う「共助」の意識を持つことが求められています。

3 指針の方向性について

(1) 基本理念

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる
持続可能な地域コミュニティの構築



地域コミュニティと行政が、地域の将来を見据えながら、「自分たちの地域は、自分たちで守る」ということを地域づくりの基本に置き、それぞれの立場で役割を担い、連携するとともにSDGsの理念も踏まえ、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられる、持続可能な地域コミュニティの構築を目指します。

(2) 地域コミュニティの目指す姿

これまで、地域の行事や環境整備などの活動は、町内会や大字等の自治会を含む地域コミュニティが担ってきましたが、人口減少や少子高齢化の進展、住民同士のつながりの希薄化などにより、その活動が弱まっています。このことは、青年会や婦人会、子供会など各種団体の解散、会員世帯数の減少、活動の停滞、役員のなり手不足などからもわかるように、組織の存続に関わる問題につながっています。

また、地域を支えるための組織や仕組みが衰退する一方、地域から商店がなくなる、高齢者の見守りが必要となるなど、地域の課題は多様化し、身近な日々の生活の分野まで課題が顕在化しています。

これらの課題や現状を踏まえ、基本理念を実現するために地域コミュニティが目指すべき姿を次のとおりとします。

- ① **世代や立場を超えた人たちが「参加」し、「話し合い」を大切にする地域コミュニティ**
地域で暮らす人が、世代や性別、立場を超えて自主的に参加し行動するとともに、話し合いを大切に、一人ひとりの意見を尊重する地域コミュニティを目指します。
- ② **将来像を共有し「課題解決」に取り組む地域コミュニティ**
地域で暮らす人が地域課題に関心を持ち、それぞれの地域が目標や将来像を描き、共有し、自分の事として課題解決に取り組む地域コミュニティを目指します。
- ③ **「地域の状況にあった運営」を行う地域コミュニティ**
地域で暮らす人たちの話し合いと合意に基づき、地域活動の見直しや組織の再編などを行い、地域の実情に合った運営を行う地域コミュニティを目指します。
- ④ **今までの組織の枠を超えて団体同士が「連携・補完」する地域コミュニティ**
地域内で活動する団体同士の連携や地域の枠を超えた広い範囲の組織体制により、単体では活動が困難になった部分を補完し合う地域コミュニティを目指します。

(3) これからの地域コミュニティ組織のあり方

人口減少と高齢化の進展により、自治会の中には、助け合いの機能が著しく低下し、安心な暮らし、伝統行事や共同作業などの存続が困難になり、これまで当たり前できていた暮らしや、更には地域活動が維持できなくなるなど、今までの仕組みが限界を迎えつつあるという状況も見受けられ、新たな対応が求められています。

このため、自治会同士の行事や作業の連携の他にも、単体の自治会だけでは解決できない課題に対応するため、従来の団体の枠組みを超えた広い範囲の新たな仕組みとして「地域運営組織」を構築し、活動を継続していく動きが全国的にも広がっています。

本市においても、地域の暮らしを守り、持続可能な地域としていくために、目指すべき地域コミュニティ組織のあり方を次のとおりとします。

① 自治会（町内会・大字・区）の連携

現在ある自治会 184 組織はそのまま維持しつつ、単体の自治会では機能を果たせなくなった事業などは、隣接する自治会同士が協力、あるいは合同で実施するなど、自治会間の連携を進めます。

② 地域づくり活動団体の地域運営組織への再編

現在の妙高市地域づくり協議会の構成団体として 54 団体が活動を行っていますが、様々な課題を解決していくために、段階的に概ね市町村合併時の旧小学校区をブロックとした 11 の「地域運営組織」に再編し、新しい地域コミュニティの構築を目指します。

地域運営組織は、ブロック内の単体の自治会では対応できなくなっている機能を補完する。あるいは広域で取り組む活動や自治会同士の連携を調整するなど、行政と一体となって地域の課題解決に取り組みます。

「地域運営組織」の構築イメージ



4 地域コミュニティが取り組むもの

地域コミュニティは、「妙高市自治基本条例」において、自治の担い手であり、コミュニティを守り育てるように努めるものとしています。そのため、日ごろから活動や組織のあり方などについて考えるとともに、課題解決のための取り組みを住民同士の話し合いの中で選択し、行動することが求められています。

また、人口減少や高齢化により、地域の中には生活の手助けが必要な住民が増えているにもかかわらず、単体の自治会だけでは対応が困難な状況にもあります。従来の地域コミュニティの枠組みを超えた連携、補完機能が求められるとともに、住民同士の支え合いや助け合いが重要になっています。

(1) 話し合いの場づくり

誰もが参加できる開かれた組織として、意見や考えを活かす話し合いの場の創出が大切です。「今、何ができて、何ができていないのか」をもとに、本音で話し合う場をつくり、若者や女性の声にも耳を傾けたり、地域づくりに参画してもらう機会が必要です。

- 単に承認のためだけでなく、具体的な取り組みに繋がる話し合いの場を設ける
- 若者や女性が参画し、一人ひとりが意見を言える話し合いの場を設ける
- SNSやweb会議などの活用を検討する

(2) 地域課題の把握と地域情報の共有

地域課題に対して自分の事として向き合うとともに、地域外の人材等も活かしながら地域全体で課題を把握し、共有することが必要です。加えて、地域で暮らす全員が地域コミュニティ活動に参画するためには、今までのような世帯の代表者だけの意見把握ではなく、様々な世代の意見を取り上げる配慮も必要になっています。

また、自治会の活動方針や取り組みに関する情報を発信することで、活動への関心が生まれ、誰もが参加、協力しやすい地域コミュニティにつながっていきます。さらには、デジタル社会が進展する中でSNS等の活用も有効になってきています。

- 全住民アンケート(中学生以上対象)により地域の課題や想いを明らかにし、将来ビジョンを策定することで、課題解決のための目的、目標を共有する
- SNSを活用した、自治会の情報発信や役員間での情報共有の仕組みをつくる

(3) 地域の状況にあった活動の見直し

世帯数の減少や支援が必要な高齢者の増加などから、地域コミュニティ活動を支える資金や地域の共同作業などの担い手が不足していることから、今後は、町内会費や字費の増額、担い手の作業負担の増加が見込まれます。そのため、今までの活動にこだわらず、地域のみんなで話し合い、無理のない活動に見直すことが求められています。

- 現在の地域活動や取り組みの優先順位、内容の見直しによる負担軽減を図る
- 役員構成や組織、役員会などの会議の見直しによる運営の効率化と負担軽減を図る

(4) 共助活動による暮らし続けられる地域づくり

地域コミュニティが抱える課題は、多様化するとともに、地域状況により異なりますが、安心して暮らし続けることができる地域コミュニティを構築するためには、普段からの顔の見える関係づくりと支え合いによる共助活動が不可欠です。

また、高齢者だけや高齢者一人暮らし世帯が増えており、日常的な見守りや災害時の避難支援、将来的な家屋等の管理についても明らかにしておく必要があります。

さらには、近年の空き家を求める移住ニーズが高まっていることから、移住者と地域との関係づくりも大切です。

- 地域で暮らし続けるための共助活動として、除雪、買い物や通院などの移動、子育て支援、気軽に集まれる居場所づくりなどに取り組む
- 災害時に備え、自主防災組織の育成や防災訓練等の他に、要援護者を中心に地域で一定の安否確認ルールを作り、誰が、誰を、どう避難させるかを当事者間で共有する
- 空き家になっても近隣住民等に迷惑がかからないよう、管理者等を明確にするなどの対応を講ずる
- 移住者には、決まりごとの説明や行事、共同作業等への参加を促し、地域住民の一員としての協力と信頼関係を築く

(5) 地域を支える人材の発掘や育成

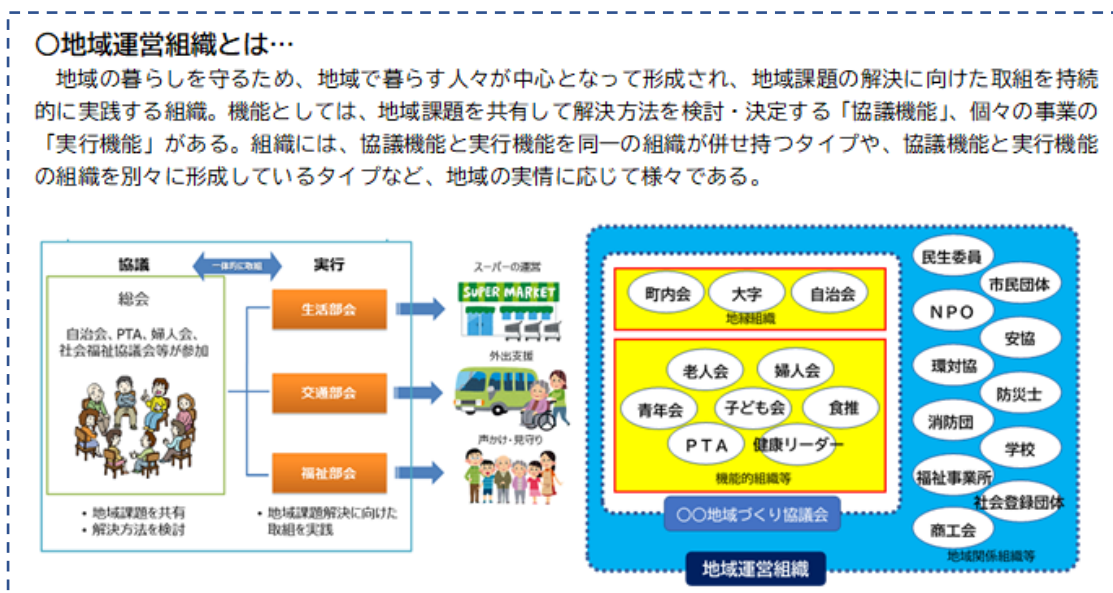
地域課題の解決のためには、多様な知恵を集めて活動を進めていく必要があります。また、地域コミュニティ組織の存続のためには、リーダーとなる中心的な人材とリーダーと共に活動に取り組む人材が必要であり、話し合いや活動に世代や性別に関係なく、多様な地域の人たちの参画を得る中で、人材の掘り起こしや育成が求められています。

- 地域活動に若者や女性など、従来の固定化したメンバー以外の参画を得て、活動の中から人材の掘り起こしと育成に取り組む
- 地域で行う行事や事業を活用して掘り起こした人材の活躍の場を設ける

(6) 組織の枠を超えた連携と地域運営組織の構築

大規模災害への備えや生活交通の確保など、単体の自治会では対応が困難な課題が増えつつあります。隣接自治会との連携だけでなく、関係団体との協力体制などコーディネート機能を発揮する地域運営組織の仕組みを構築することが必要とされています。

- 広域的な地域課題を整理して取り組むため、住民の声を聞いて活動計画を策定する
- 地域の課題解決のための広域的な枠組みとして、現在の地域づくり協議会を再編し、地域運営組織として構築する
- 地域運営組織の安定的な経営のため、コミュニティビジネスなど自主活動による資金調達に取り組む



5 行政が取り組むもの

市は、「妙高市自治基本条例」における地域コミュニティの基本原則に基づき、政策立案過程への市民の参加機会を確保するとともに、自治に関する情報提供と必要な支援を行い、協働の自治を推進するものとしています。また、市職員は誠実かつ公正な職務の遂行と、そのために必要な能力向上と自己啓発に努めるとともに、地域の一員であることを自覚した市民との協働による職務を遂行することとしています。

このため、市の地域づくりに関する事業や取り組みにあたっては、市内一律ではなく、地域の特性を踏まえ、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、地域コミュニティとの協働による地域づくりを進めるため、オール市役所として各課横断的な施策の展開に努めます。

なお、事業の実施にあたっては、地域コミュニティの負担が増えないように務めることとします。

(1) 地域づくり活動への財政支援

住みよい地域社会の維持や形成に向けた地域づくり活動を支援するための財政支援を行います。

また、地域における SDGs 活動を推進するため、意識の向上と実践活動につながる地域の主体的な取り組みを支援します。

- 今後も地域づくり活動が継続できるよう、活動の基盤を支える財政支援を行うとともに、SDGs などの新たな課題にも対応できるよう支援の充実を図る
- 地域や市民活動団体、NPO法人などが自ら取り組む新たなまちづくりや共助活動に支援する

(2) 地域づくり活動への人的支援

現在、全住民アンケートによる課題把握や将来ビジョンの策定、組織や行事の見直しなどの取り組みに職員を派遣しており、引き続き、地域の要望に応じて派遣を行います。

また、特定課題を持つ地域には、地域のこし協力隊を配置するほか、地区担当職員を配置し、災害時のセーフティーネットを確保するための取り組みや地域と市役所を結ぶパイプ役として伴走支援を行います。

併せて、地域の話し合いなどの支援のため、職員の地域活動の促進に関する知識の習得やスキルの向上に努めます。

- 地域支援員、地区担当職員などを地域の状況や支援内容に応じて派遣する
- 地域のこし協力隊は、地域の要望を精査し、課題と目的を明確にしたうえで配置する
- 職員の地域づくりに対する知識やスキル向上のための研修会等を実施する

(3) 地域人材の育成支援

役員のみならず手不足や1年又は2年で役員が交代し、地域組織としての思いや考えが継承されず、前例踏襲の活動の繰り返しとなるケースが多い中で、今後、地域を維持していくため、将来にわたり地域を導くリーダーとそれを支える人材の確保・育成を行います。

また、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる持続可能な地域づくりを推進するため、若者や女性なども巻き込みながら地域を運営・維持し、人材を育成するとともに、人材が活躍できる仕組みづくりや場づくりを行い、持続可能な地域づくりを目指します。

- 地域を支えるリーダーや活動を支える人材を育成するための研修などを開催する
- 地域づくりに関する実践活動や先進的な取り組みに関する情報共有・交換の機会を提供する

(4) 新しい地域運営を担う組織づくり

地域づくり協議会 54 団体を概ね市町村合併時の旧小学校区をブロックとして再編し、将来的に 11 の地域運営組織を各協議会の理解を得ながら段階的に構築を進めます。

既に組織の体様が整っている団体は、そのまま地域運営組織として移行し、先導的に補完や連携のための取り組みを進めてもらい、その取り組みに対して支援を行います。

- 地域づくり協議会を構成する 54 団体を再編し、将来的に 11 ブロックを単位とした地域運営組織を構築する
- 地域運営組織が行う組織の運営に必要な資金調達（コミュニティビジネス等）に関する研究や情報提供、起業について支援する

(5) 活動拠点等の整備支援

地域コミュニティの活動拠点である集会施設の新築や修繕、耐震化に対して、引き続き支援します。また、自治総合センターの一般コミュニティ助成事業を活用し、今後も地域活動に必要な備品整備への支援を進めます。

- 地域で行うコミュニティ施設の維持管理に対する支援を行う
- 組織の再編等に伴う集会施設の解体支援について検討する

(6) 中間支援機能の充実

自治会や地域コミュニティ、市民活動団体、NPO法人等を支援するための組織として、市が運営する地域づくり協働センターがあります。スタッフの地域支援員が、各種団体の活動支援のほか、町内会や大字などの自治会からの相談対応、課題解決のための話し合いや運営に関する支援、情報発信などを行っています。

今後も引き続き、これらの支援を継続するとともに、団体が持つ情報や資源を仲介し、行政も含め団体同士を結び付け、コーディネートする中間支援機能を充実します。

- 地域コミュニティ組織をはじめとした地域づくり関係団体による取り組みの情報発信やネットワーク会議を開催し、活動内容の共有や団体同士のつながりを促す